

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東御市長 花岡 利夫

市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)
地域名 (地域内農業集落名)	和地区 (東上田、田沢、大川、栗林、海善寺、曾根、東深井、西深井、西入、東入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

和地区の対象農地は合計497haであり、内訳は田191ha、畑306haとなっている。

- ・東上田地区(釜村田、井高、東上田)
水田農地は、既存の担い手を中心に集積が可能である。畑地は、担い手不足が課題となっている。
- ・海善寺・曾根地区
水田農地は、既存の担い手を中心に集積が可能である。畑地は、担い手不足が課題となっている。
- ・大川・栗林地区
果樹の畑地は、既存の担い手が確保できている。水田農地、果樹以外の畑地共に、既存の担い手が少なく担い手不足が課題となっており、担い手の確保・周辺地区からの参入が必要である。
- ・深井地区(東深井、西深井)
水田農地は、既存の担い手を中心に集積が可能である。果樹の畑地は、既存の担い手が確保できているが、果樹以外の畑地は、担い手不足が課題となっている。
上田市境の一部農地は、構造改善が未実施であることに加え、地権者が市外に居住しているため、今後の農地利用の意向把握が困難な状況である。
- ・田沢地区(田沢、西田沢、タタラ堂)
水田農地は、既存の担い手を中心に集積が可能である。畑地は、既存の担い手では集積が難しいため、新規就農者等新たな担い手の参入が必要である。
- ・西入・東入地区
水田農地・畑地は、既存の担い手で集積出来るが、山沿いの農地は山林化・荒廃化が進んできている。

【全体】

- ・近年、山際を中心に獣被害が増えてきている。
 - ・資材高騰によりぶどうの棚修繕ができないなど設備投資が難しくなっている。
- (全体462経営体 内訳:法人・団体24経営体、個人438経営体)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・和地区は、水稻、生食ブドウ、ワイン用ぶどう、リンゴ、クルミ、ブロッコリー等が主要作物として栽培されている。
- ・水田農地は、既存の担い手を中心に集積していく。果樹以外の畑地は、担い手農家が不足していることから新規就農者や多様な担い手の確保が必要である。
- ・山沿いの農地は、保全・管理を行う区域とする。
- ・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	497 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	460 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状担い手が耕作している農地及び地域計画の協議の場による話し合いの結果に基づき設定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域のニーズを踏まえた基盤整備(農道や水路・灌水の補修)に取り組んでいく。 一つ当たりの圃場面積を広げる構造改善に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や上田農業農村支援センター、信州うえだ農業協同組合等が連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 信州うえだ農業協同組合の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
有害鳥獣被害については、市の補助金を活用し電気柵・防除柵設置を進めていく。
- ②有機・減農薬・減肥料
一部の野菜農家が有機栽培に取り組んでいる。
- ③スマート農業
ラジコン草刈り機・オートモアの導入をする担い手がいる。
- ④畑地化・輸出等
一部の果樹農家が海外へ果樹輸出に取り組んでいる。
- ⑤果樹等
和地域は、選果場があることからぶどう栽培が盛んである。そのため、団地化や施設化を進めていきたい。
防電ネットの設置に取り組んでいる。りんごの高密度植栽培に取り組んでいる。
- ⑦保全・管理等
中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑧農業用施設
信州うえだ農業協同組合の選果場・集荷場があり共同利用が図られている。
また、西入に野菜の育苗施設があり、地域の農業者へ野菜苗の供給をしている。
- ⑨耕畜連携等
稲わらを畜産業者が回収し畜産飼料に活用している。
畜産農家から生産される堆肥を肥料として活用している。